

令和6年度第2回理事会及び第2回評議員会提出議案 正誤表

●訂正箇所

第1号議案「令和5年度事業報告及び決算書類の承認の件」
事業報告書3ページ目16行目 第3回理事会「日時」

(誤) 令和5年6月10日

(正) 令和5年6月5日

以上

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
令和6年度 第2回 理事会議事録

- 1 開催の日時 令和6年6月4日（火）午後1時30分
- 2 開催の場所 公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構事務室
大阪市中央区天満橋京町1番26号
当該場所に存しない役員等は、Web会議システム（使用サービス名：Zoom）を利用して参加。
- 3 理事総数 8名
- 4 出席理事数 8名
出席理事長 三 和 伸 彦
出席理事 浅 野 覚
出席理事 碓 正 登
出席理事 帆 足 元 太
出席理事 平 井 克 尚
出席理事 南 地 哲 弥
出席理事 中 川 一
出席常務理事 今 井 崇
- 5 出席監事 佐々木 泰 裕
出席監事 山 下 博 也

6 議事の経過の要領及びその結果

(1) 開 会

令和6年度第2回理事会をWeb会議として開始するにあたって、出席理事、監事全員の音声及び映像が共有されていることを確認した。定刻に至り、事務局長の今井崇氏が開会を宣し、本日の令和6年度第2回理事会は、定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げた後、引き続き、三和理事長及び来賓から挨拶があった。

(2) 議長選出

定款第34条の規定により、三和理事長が議長に就任し、上記出席者全員の音声及び映像が共有されていることを確認し、議案の審議に入った。

(3) 議案

第1号議案 令和5年度事業報告及び決算書類の承認の件

議長が、今井事務局長に「令和5年度事業報告及び決算の承認の件」について説明させ、今井事務局長が、定款第8条第1項の規定により、令和5年度事業報告及び決算を資料1のとおりとしたい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

第2号議案 令和6年度第2回評議員会の招集に関する件

議長が、今井事務局長に「令和6年度第2回評議員会の招集に関する件」について説明させ、今井事務局長が、定款第17条第1項及び理事会運営規程第13条第3号の規定により、資料2のとおり令和6年度第2回評議員会を6月26日に招集したい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

(4) 報告事項

今井常務理事から、資料3のとおり定款第23条第3項の規定による理事長及び常務理事の自己の職務の執行の状況について報告した。

また、資料4のとおり次期(R8~10)あり方検討に向けた今後の予定について報告した。

(5) その他

議長が、出席理事、監事全員に、この際公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構に対し意見・要望があれば発言を求めたところ、別紙のとおりであった。

(6) 閉会

以上をもって、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構令和6年度第2回理事会の議題全部を終了したので、今井事務局長が午後2時35分閉会を宣言した。

以上の決議を明確にするために、今井常務理事が議事録を作成し、代表理事（理事長）および出席監事が次に記名押印する。

令和6年6月4日

議長及び代表理事（理事長）

監 事

監 事

別紙 令和6年度 第2回理事会 質疑応答等要旨

碓 理事	<p>その他の意見・要望等</p> <p>京都府営水道の木津川を水源としている木津浄水場において、5月中旬からカビ臭が発生し、原水の2-MIBの濃度が急激に上昇したため、粉末活性炭を投入し処理したが、水質基準を超える状況までに至った。</p> <p>これまでになかったことであり、非常に問題視しており、生物が定着することで再度このようなことが起こることを懸念しているところ。</p> <p>事業計画が決まっている中とは思いますが、木津川のカビ臭問題について調査研究をお願いしたい。</p>
今井事務局長	<p>カビ臭問題については、令和4年度において、理事会において京都府の理事から、評議員会において京都市の評議員から、水源である琵琶湖南湖でのカビ臭の発生に対する取り組みについて意見と要望があったことから、当機構において令和5年度から調査研究に取り組んでいるところ。</p> <p>来年度に向けて、木津川についても何かできることを検討していきたい。</p>
碓 理事	<p>資料等も提供するので、ぜひ調査研究を検討していただきたい。</p>
三和理事長	<p>カビ臭の問題は、従来とは異なる事象で、琵琶湖においては環境基準を達成し、水質汚濁の観点からは一定の改善がみられている中で、発生しているものである。</p> <p>既に様々な機関において十分に調査がなされているが、冒頭申した通り流域の自治体等の機関で構成されている琵琶湖・淀川水質保全機構であるので、情報を十分に共有して取り組みできるよう、関係の皆様にはお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>

[資料1]

第1号議案

令和5年度事業報告及び決算書類の承認の件

令和5年度

事業報告書

自：令和5年4月 1日
至：令和6年3月31日

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構

概 況

令和5年度は、健全で安定した経営基盤の維持、公益実現への貢献ならびに社会からの期待に相応しい事業運営を目指すことを使命に、積極的に事業活動の展開に取り組んだ。

管理運営活動では懸案の事務所移転を完了するとともに、所要の会議を招集による現地開催、Web会議システムを利用した開催、また書面による決議の省略を組み合わせ実施することにより、関係者との協議・合意形成を図った。

また、事業活動では、琵琶湖・淀川水系の健全な水環境の実現のための調査研究、広報啓発、活動支援事業について、Web会議システムを併用した成果報告会の開催や活動報告の紹介等の対応を行うとともに、現地開催により行われたイベントに参加し、対面による啓発事業を行った。あわせて、ソーシャルメディアを活用した機構の活動紹介を行うなど、引き続き「飲める水 遊べる水辺 次世代に」をキャッチフレーズとして掲げ、「遊んだり、泳いだりするのに適した河川や湖にする」という目標を実現するために、琵琶湖・淀川水系が抱える水環境課題の解決に向けた取組みを実施した。

I . 管理運営活動等

1. 評議員会、理事会、評議員会・理事会幹事会等

評議員会、理事会、評議員会・理事会合同幹事会を開催し、事業運営全般について検討・審議を行った。

(1) 評議員会

第1回評議員会(決議及び報告の省略)

評議員会運営規程第9条の規定に基づく決議の省略及び同第10条の規定に基づく報告の省略により、下記事項につき令和5年5月15日に評議員会の決議および報告があったものとみなされた。

- ・議案：・評議員の選任
- ・理事の選任
- ・報告事項：・有価証券の売買

第2回評議員会

- ・日時：令和5年6月23日 午前10時00分～11時00分
- ・場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター 4階中会議室
- ・議案：・理事の選任
- ・監事の選任
- ・令和4年度事業報告及び決算書類の承認
- ・報告事項：・「(仮称)琵琶湖・淀川流域水質保全関係機関勉強会」

第3回評議員会

- ・日時：令和6年3月25日 午後1時30分～2時30分
- ・場所：当機構事務所(Web会議システムを使用)
- ・議案：・令和5年度収支計算書(補正)の承認
- ・令和6年度事業計画書の承認
- ・令和6年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記

載した書類の承認

- ・報告事項：・「(仮称)琵琶湖・淀川流域水質保全関係機関勉強会」準備会

(2) 理事会

第1回理事会（決議の省略）

定款第36条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和5年4月1日に理事会の決議があったものとみなされた。

- ・議案：・常務理事の選定

第2回理事会（決議及び報告の省略）

定款第36条の規定に基づく決議の省略及び理事会運営規程第11条第1項に基づく報告の省略により、下記事項につき令和5年4月26日に理事会の決議及び報告があったものとみなされた。

- ・議案：・令和5年度第1回評議員会を決議の省略で実施
・顧問選任の同意
- ・報告事項：・有価証券の売買

第3回理事会

- ・日時：令和5年6月10日 午後3時30分～4時30分
- ・場所：当機構事務所（Web会議システムを使用）
- ・議案：・令和4年度事業報告及び決算書類の承認
・令和5年度第2回評議員会の招集
- ・報告事項：・理事長・常務理事の職務の執行の状況
・「(仮称)琵琶湖・淀川流域水質保全関係機関勉強会」

第4回理事会（決議の省略）

定款第36条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和5年6月23日に理事会の決議があったものとみなされた。

- ・議案：・理事長、常務理事の選定

第5回理事会（決議の省略）

定款第36条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和5年7月21日に理事会の決議があったものとみなされた。

- ・議案：・顧問選任の同意

第6回理事会（決議の省略）

定款第36条の規定に基づく決議の省略により、下記事項につき令和5年10月10日に理事会の決議があったものとみなされた。

- ・議案：・機構事務所移転の承認

第7回理事会

- ・日時：令和6年2月20日 午前10時30分～11時30分
- ・場所：当機構事務所（Web会議システムを使用）
- ・議案：・令和5年度収支予算書（補正）の承認
・令和6年度事業計画書の承認
・令和6年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
・令和5年度第3回評議員会の招集
- ・報告事項：・理事長・常務理事の職務の執行の状況
・理事長専決報告（職員給与規程の一部改正）

- ・「(仮称)琵琶湖・淀川流域水質保全関係機関勉強会」準備会

(3) 評議員会幹事会・理事会幹事会

第1回評議員幹事会・理事会幹事会合同会議

- ・日 時：令和5年5月25日 午前10時～11時30分
- ・場 所：当機構事務所（Web会議）
- ・議 題：・令和5年度第3回理事会の案件
・令和5年度第2回評議員会の案件

第2回評議員会幹事会・理事会幹事会合同会議

- ・日 時：令和6年2月8日 午前10時30分～11時40分
- ・場 所：当機構事務所（Web会議）
- ・議 題：・令和5年度第7回理事会の案件
・令和5年度第3回評議員会の案件

2. 機構事務所移転の実施

平成23年3月から入居していた大手前センタービルについて、令和3年、賃貸人から都市計画と整合した建替えを実施することから、令和5年度末までの退去を求める申し入れがあった。その後、賃貸人の移転費用の負担等と合わせて令和6年3月までの定期賃貸借契約を締結し、理事会、評議員会に状況等報告しながら検討を進めた。令和5年度に移転に向けた作業を本格化し、候補物件の選定、賃貸人との協議、関係機関・団体への意見聴取を踏まえて、理事会（第6回：決議の省略）での承認を経て、下記のとおり移転を実施した。

- ・移転先：大阪府中央区天満橋京町1番26号 尼信天満橋ビル9階
- ・移転日：令和6年1月22日（移転先での業務開始）

Ⅱ . 事業活動等

令和5年度は、引き続き琵琶湖・淀川流域における水環境問題を流域全体で解決するための一翼を担い、「飲める水 遊べる水辺 次世代に」をキャッチフレーズに、調査研究事業、広報啓発事業および活動支援事業を実施した。

1. 水質保全調査研究事業

(1) 水質保全調査研究開発事業(自主事業)

琵琶湖・淀川流域は2府4県に跨っており、関係機関からニーズのある課題、広域的な課題または単独の府県市で解決しづらい水質問題や共同連携による取り組みが効率的な水質課題の解決を目的として調査研究を進めている。

流域の水質・水環境情報や成果は当機構のホームページ上に公開するとともに、関係府県・機関の施策等に活用してもらえるよう、評議員会、理事会、幹事会の他、研究助成成果報告会等の機会を利用し、研究成果の情報・知見の提供に努めている。令和5年度に実施した調査研究は以下の通りである。

① 木津川上流における水質保全のための調査研究

これまで、流域全体の水質保全の観点から、流域の最東南に位置する木津川上流域の名張川における平水時・降雨影響時調査を実施し、汚濁負荷特性を検討してきた。一方、木津川上流域には名張川以外にも伊賀市内を流れる木津川や服部川等が存在するため、令和5年度はこれら河川を対象に、降雨影響時の汚濁負荷量調査を実施した。平水時の汚濁負荷は国土交通省水文水質データベース (<http://www1.river.go.jp/>) より推定した。

その結果、化学的酸素要求量、全窒素（T-N）および全リン（T-P）の降雨影響時の負荷は平水時負荷量の数倍～数十倍多いことが分かった。また、窒素負荷のうち、平水時と降雨影響時ともに、多くは硝酸態窒素（NO₃-N）およびOther-T-N（T-Nからアンモニア態窒素・NO₃-Nおよび亜硝酸態窒素を引いた差分）であった。リン負荷に関して、平水時はリン酸態リン（PO₄-P）の負荷量が多かったが、降雨影響時のPO₄-PとOther-T-P（T-PからPO₄-Pを引いた差分）の負荷量は同程度であった。ただし、同流域の降雨影響時の汚濁負荷に関する知見は不足しているため、更なる調査が必要と考えられる。

② 琵琶湖南湖におけるカビ臭問題に関する調査研究

琵琶湖南湖を水源とする各水道事業者において、水道水質基準であるカビ臭物質が問題となっている。カビ臭物質の原因の一つは藍藻類であるといわれているが、その発生に関与する環境要因は不明な点も多い。そこで、令和5年度は、1) 既存データを活用したカビ臭原因藍藻類と各水質要因の因果解析、2) カビ臭原因藍藻の消長に関与すると指摘される細菌の存在実態調査の2つの方法で実施した。

1) 因果解析では、阪神水道企業団の調査試験年次報告書（2013～2021年度）に記載の琵琶湖南湖調査結果に対して時系列因果推定法を用いた解析を実施した。その結果、カビ臭原因藍藻の増殖と気温や水温、PO₄-P等の栄養塩、透明度等との間の因果関係を示唆する結果が得られたが、本解析結果は使用したデータの特徴に依存するため、他のデータを用いた解析等も必要と考えられる。

2) 琵琶湖南湖の湖岸域の湖水を対象に遺伝子解析（ロングリードシーケンサー）による細菌叢分析を実施したところ、既往報告でカビ臭原因藍藻の消長に関与すると指摘されている細菌と同種と思われる細菌が存在することが分かった。さらに、琵琶湖南湖に存在するカビ臭原因藍藻について、遺伝的分類に基づく種組成の実態解明に寄与する知見も得ることができた。ただし、これらは令和5年秋季～冬季の調査結果であるため、異なる時期における検証も重要と考えられる。

③ 琵琶湖・淀川流域内の物質動態に関する情報整理

琵琶湖・淀川流域における様々な物質の流域内動態に関する情報の収集・整理等に関する取り組みを開始した。この取り組みは今後も継続し、成果がまとまり次第、公表していく。

(2) 「(仮称)琵琶湖・淀川流域水質保全関係機関勉強会」に向けた取り組み

令和4年度第5回理事会および令和4年度第3回評議委員会において承認された「公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の今後のあり方について一次期（令和5～7年度）事業計画・運営計画一」に基づき、琵琶湖・淀川流域の関係各機関と幅広い情報共有および連携強化の促進を目指した『(仮称)琵琶湖・淀川流域

水質保全関係機関勉強会』の開催に向け、流域内の幾つかの研究機関および行政機関と事前協議を行った。

事前協議の内容を踏まえ、以下の研究機関と準備会（令和6年2月19日）を開催し、実施内容を協議した。その結果、名称を「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」とし、令和6年度に開催することが決定した。

- ・滋賀県琵琶湖環境科学研究センター
- ・独立地方行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所
- ・公益財団法人 ひょうご環境創造協会兵庫県環境研究センター

（3）調査研究の成果の発表及び社会活動等

① 論文発表

- ・類家・和田・中川・稲森（隆）・稲森（悠）「高度処理のための過曝気低 pH 環境および曝気自動制御下の微小動物の群集構造解析」, 用水と廃水, 65(4), 287-295, 2023

② 国内・国際学会・シンポジウム発表

- ・第23回環境技術学会年次大会（2023年10月，滋賀開催）
（公財）琵琶湖・淀川水質保全機構「かけがえのない琵琶湖・淀川の水環境を未来に受け継ぐために」
- ・日本水処理生物学会第59回大会（2023年11月，山形開催）
類家・和田・中川「経験的動的モデリングによるカビ臭原因藍藻に関する増殖要因の検討」

③ 講演・社会活動等

- ・日本水環境学会 流域物質動態とノンポイントソース研究委員会ワークショップ
基調講演（2023年8月，広島）
- ・水資源機構 関西・吉野川支社 環境学習（2023年9月，大阪）
- ・国際協力機構（JICA）課題別研修コース「水資源の持続可能な利用と保全のための統合的湖沼・河川・沿岸流域管理」講義
（（公財）国際湖沼環境委員会，2024年1月，滋賀）

④ 出展等

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行により行動制限が撤廃されたことから、機構事務所移転作業の合間を縫ってイベント出展を行い、琵琶湖・淀川流域の水環境啓発や機構のPRをおこなった。

1) 京都環境フェスティバル2024【ブース出展】

◇パネル展示による機構事業の紹介、散策ブック等の刊行物の配布

（開催日：令和6年2月3日
場所：京都府総合見本市会館（京都パルスプラザ））

2) 「いのちをつなぐ水と流域・地球市民対話プロジェクト」

（開催日：令和6年3月2日
場所：大阪市中心公会堂）

◇三和伸彦 理事長が、当機構理事長及び滋賀県理事として

パネルディスカッション「大阪湾流域で考える水と環境・生業・文化」にパネラーとして参加

◇ポスターセッションへの参加

3) 琵琶湖・淀川流域シンポジウム

〔開催日：令和6年3月14日
場 所：グランフロント大阪ナレッジシアター〕

◇機構事業紹介パンフレット等の配布

(4) 学術委員会の開催

令和6年度の『水質保全研究助成』の募集分野について議論いただくとともに、琵琶湖・淀川水系の水質保全のために実施している調査研究事業の内容を報告し、学術委員から幅広く指導や助言を得た。

- ・日 時：令和5年12月14日 午前10時00分～12時20分
- ・場 所：京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）
- ・審議報告事項：
令和6年度水質保全研究助成について
水質保全調査研究について（報告）
こども水質保全活動助成の取り組みについて（報告）、等

(5) 琵琶湖・淀川水質浄化研究所報告の公表

令和5年度の調査研究成果や活動実績についてとりまとめ、BYQ水環境レポートに掲載した。

2. 水質保全広報・啓発事業

(1) BYQ水環境レポートによる水環境情報の広報

琵琶湖・淀川流域における水利用や水質の状況、変遷等の情報を一元的に取りまとめた年次報告書「BYQ 水環境レポート」を、継続して発行・公表している。

令和5年度は、令和4年度版を作成し、関係機関に印刷冊子を配布するとともに、幅広く一般広報する目的から、流域内の公立図書館等への寄贈を含む300か所あまりに配布するとともに、機構のWebサイトにも「琵琶湖・淀川流域の水環境の現状」として、資料編とあわせ掲載した。

(2) BYスタンプラリーによる水環境保全の啓発

市民団体が主催する水質保全活動への参加や水関連施設の見学を通して、流域住民が水環境への関心を高めていくことを目的に実施している。市民団体が主催するイベントや水環境関連施設の紹介マップを掲載した「かわら版」を年2回発行し、Web上で公開するとともに、市民団体や水環境関連施設等に配布した。

また、水環境関連施設のイベント情報についても機構Webサイトで紹介した。

- ・令和5年度：協賛施設21施設、協賛団体 NPO・市民団体等46団体
- ・参加者数：令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、各団体のイベント実施や見学施設においてコロナ禍前の実施方法に戻りつつある中、参加者は37名となり、令和4年度に比べ増加した。

(3) 水情報冊子「散策ブック」による琵琶湖・淀川流域の広報・啓発

琵琶湖・淀川流域内の河川に関する幅広い情報を紹介・広報し、流域住民の水

環境への関心を高めていくことを目的に冊子を配布した。また、全25巻すべて、機構Webサイトから閲覧、ダウンロードが可能としている。

- ・令和5年度配布実績：件数9件 冊数451冊

3. 水質保全活動支援事業

地球温暖化や微量有害物質の問題等、琵琶湖・淀川流域が抱える水質保全の課題解決に資することを目的に水質保全研究助成を実施した。また、次世代の水質保全活動の担い手の育成を進めるため、琵琶湖・淀川流域の小・中・高・特別支援学校、NPO法人、市民団体等が行う水質保全活動に対して活動助成を行った。

(1) 水質保全研究助成

令和5年度は、申請期間1月16日から2月28日の間にあった応募数7件のうち4件を水質保全研究助成選考委員会にて採択した。また、助成した研究内容について成果報告会を開催し、幅広く情報共有を図った。

【令和5年度募集分野】

- ① 湖沼・ダム湖等閉鎖性水域の新たな水質課題・視点に関する調査研究
閉鎖性水域（湖沼やダム湖等）の水質課題の解決策に資する研究を対象
例えば、プランクトンの異常繁殖の発生など近年の富栄養化に関する新たな水域現象・課題・制御技術・研究の切り口・研究方策、水域生態系での物質循環、エネルギー・物質・資源循環の健全化への対応策、適正な栄養レベル など
- ② 気候変動に伴う水質変化など流域水環境管理のための調査研究
気候変動が及ぼす水温・水質（プランクトンを含む）影響に関係する水質汚濁・汚染負荷などに関する予測解析・評価、削減・制御技術や施策等に関する調査研究を対象
- ③ 安全で安心な水のための健康リスクに関する調査研究
水系病原性微生物、微量有害化学物質等の水環境中での挙動把握、人や水生生物への影響評価、削減・制御技術や施策等に関する研究を対象

【令和5年度採択助成研究】

- ・食物連鎖によるプランクトンおよび小型魚類への抗菌薬耐性菌・耐性遺伝子蓄積の検証
- ・琵琶湖で新たにブルームを形成するようになった微細藻類の分類学的・水処理生物学的研究
- ・前塩素処理・粉末活性炭処理を用いた超親水性溶存有機物の制御
- ・琵琶湖・瀬田川流域における抗生物質による水環境汚染の実態解明

【令和5年度成果報告会】

令和5年度成果報告会は、新型コロナウイルス感染症の5類移行により行動制限が撤廃されたことから5年ぶりに対面形式で開催し、当機構研究員による「機構水質浄化研究所の取り組みについて～カビ臭問題を中心に～」報告をおこなうとともに、令和5年度に採択した4件の助成研究について、助成を受けた研究者がそれぞれの成果報告を、行政・事業体関係者、教育・研究者、企業

関係者、市民などに対して行った。

また、会場の様子はライブ配信し、千葉県や茨城県など琵琶湖・淀川流域以外からのオンライン視聴もあった。

- ・日 時：令和6年3月22日 午後1時30分～4時
- ・場 所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
- ・参加者：会場には13名の来場、オンライン視聴の申込みは43件

なお、令和5年度助成も対する成果報告書を当機構Webサイトにおいて公開している。

（2）琵琶湖・淀川こども水質保全活動助成

新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け活動実施にあたっての制限を撤廃するとともに、申請期間を4月10日から6月3日までとして募集を行い、こども水質保全活動助成選考委員会において助成対象として採択された6件について助成をおこなった。

なお、当初5月20日までとしていた申請期間を学校カリキュラムへの取り込みなど、更なる応募を期待して2週間延長したところ、申請者数が増加した。

また、令和4年度に助成した活動についての成果報告会を、前年度に続き夏休み期間中に開催した。代表者や実際に活動した生徒によるプレゼンテーションなど、助成成果についての知見共有と熱気ある交流を図ることができた。

その報告会での報告を含む活動レポートは、当機構 Web サイトにおいて公開している。

さらに、令和5年度までに「こども助成」を活用した団体は延べ85団体にのぼり、その一覧を、年度別、所在地ごとに検索できるよう、Google マップにプロットしたページを当機構 Web サイトにて、こどもたちの水質保全に係る取り組みの参考となるよう公開している。

【こども水質保全活動助成の視点・内容】

- ① 琵琶湖・淀川流域をフィールドとした体験的な学習活動が含まれること
- ② 上流・下流のつながりなど広域的な視点があること
- ③ 今後の水質保全活動の参考となるような創意工夫があること

【令和5年度採択助成活動】

- ・草津川水辺ふれあい事業
- ・岫川に生息している魚の姿を知ろう
- ・よみがえれ横大路沼ビオトープ プロジェクト
- ・アート×表現+学び=ぼくらの琵琶湖と淀川
- ・アクセサリーで学ぶ水質汚染-こんなにも多い海・川のごみ-
- ・「福住の清流 布目川に学ぶ」

【令和4年度成果報告会】

- ・日時：令和5年8月24日 午後2時～4時
- ・場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
- ・参加団体：発表団体5団体、行政関係者、令和5年度採択団体から29名

事業報告の附属明細書

令和5年度事業報告について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書を作成しない。

令和6年5月

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	27,513,359	18,359,450	9,153,909
未収金	15,464,447	1,109,380,454	△ 1,093,916,007
前払費用	582,326	581,385	941
流動資産合計	43,560,132	1,128,321,289	△ 1,084,761,157
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産定期預金	8,743,680	8,743,680	0
基本財産立替金	0	69,041	△ 69,041
基本財産未収金	0	283,959	△ 283,959
基本財産有価証券	2,641,843,280	2,834,467,061	△ 192,623,781
基本財産合計	2,650,586,960	2,843,563,741	△ 192,976,781
(2) 特定資産			
事業積立資産	70,000,000	74,000,000	△ 4,000,000
特定資産合計	70,000,000	74,000,000	△ 4,000,000
(3) その他固定資産			
建物附属設備	5,456,669	167,958	5,288,711
什器備品	1,430,691	1,664,628	△ 233,937
電話加入権	24,000	24,000	0
ソフトウェア	306,851	418,607	△ 111,756
敷金	2,872,800	2,380,086	492,714
その他固定資産合計	10,091,011	4,655,279	5,435,732
固定資産合計	2,730,677,971	2,922,219,020	△ 191,541,049
資産合計	2,774,238,103	4,050,540,309	△ 1,276,302,206
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,217,390	1,103,409,974	△ 1,102,192,584
預り金	286,059	274,297	11,762
流動負債合計	1,503,449	1,103,684,271	△ 1,102,180,822
2. 固定負債			
退職給付引当金	315,000	152,040	162,960
固定負債合計	315,000	152,040	162,960
負債合計	1,818,449	1,103,836,311	△ 1,102,017,862
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	2,650,939,960	2,843,563,741	△ 192,623,781
(うち基本財産への充当額)	(2,650,586,960)	(2,843,563,741)	(△ 192,976,781)
2. 一般正味財産			
一般正味財産	121,479,694	103,140,257	18,339,437
(うち特定資産への充当額)	(70,000,000)	(74,000,000)	(△ 4,000,000)
正味財産合計	2,772,419,654	2,946,703,998	△ 174,284,344
負債及び正味財産合計	2,774,238,103	4,050,540,309	△ 1,276,302,206

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減	
I 一般正味財産増減の部	7			
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益				
基本財産受取利息振替額	5	44,667,445	34,594,014	10,073,431
②特定資産運用益				
特定資産受取利息		1,478	1,520	△ 42
③受取会費				
賛助会員受取会費		200,000	200,000	0
④受取寄付金	10	6,038,450	2,112,000	3,926,450
受取寄付金				
⑤雑収益				
受取利息等		14,888	12,901	1,987
経常収益計		50,922,261	36,920,435	14,001,826
(2) 経常費用	15			
①事業費				
役員報酬		30,373,523	27,017,591	3,355,932
給料手当		3,144,686	3,721,572	△ 576,886
法定福利費		10,540,122	9,493,210	1,046,912
福利厚生費	20	2,739,014	2,511,151	227,863
退職給付引当金繰入		19,553	25,854	△ 6,301
会議費		162,960	152,040	10,920
旅費交通費		14,140	11,770	2,370
通信運搬費		160,315	204,260	△ 43,945
消耗品費	25	493,518	412,288	81,230
印刷製本費		412,085	118,627	293,458
光熱水料費		275,792	293,335	△ 17,543
賃借料		308,056	322,872	△ 14,816
保険料		3,805,648	3,507,992	297,656
諸謝金	30	0	27,500	△ 27,500
租税公課		891,882	477,548	414,334
支払負担金		400	1,000	△ 600
委託費		162,000	163,500	△ 1,500
新聞図書費	35	2,889,322	2,893,580	△ 4,258
支払手数料		3,362,755	1,925,000	1,437,755
減価償却費		58,053	43,983	14,070
②管理費				
役員報酬		11,069,320	10,353,034	716,286
給料手当	40	2,096,458	2,481,048	△ 384,590
法定福利費		2,667,660	2,545,726	121,934
福利厚生費		1,192,259	1,341,252	△ 148,993
会議費		8,633	11,263	△ 2,630
旅費交通費		32,406	26,939	5,467
通信運搬費	45	24,780	26,342	△ 1,562
消耗品費		153,645	133,452	20,193
光熱水料費		345,946	187,575	158,371
賃借料		132,025	138,374	△ 6,349
保険料		1,589,999	1,504,044	85,955
諸謝金	50	56,390	56,390	0
租税公課		1,005,231	760,233	244,998
支払負担金		41,650	37,800	3,850
委託費		22,500	0	22,500
新聞図書費	55	1,003,662	561,912	441,750
支払手数料		14,868	24,058	△ 9,190
減価償却費		204,127	133,100	71,027
経常費用計		477,081	383,526	93,555
当期経常増減額		41,442,843	37,370,625	4,072,218
2. 経常外増減の部		9,479,418	△ 450,190	9,929,608
(1) 経常外収益	60			
①雑収益		8,958,000	0	8,958,000
経常外収益計		8,958,000	0	8,958,000
(2) 経常外費用				
①固定資産除売却損	65			
固定資産除却損		97,981	3	97,978
経常外費用計		97,981	3	97,978
当期経常外増減額		8,860,019	△ 3	8,860,022
当期一般正味財産増減額		18,339,437	△ 450,193	18,789,630
一般正味財産期首残高		103,140,257	103,590,450	△ 450,193
一般正味財産期末残高	70	121,479,694	103,140,257	18,339,437
II 指定正味財産増減の部				
①基本財産運用益				
基本財産評価損益		△ 192,699,566	△ 233,020,391	40,320,825
基本財産受取利息		44,743,230	34,666,266	10,076,964
②一般正味財産への振替額	75			
一般正味財産への振替額		△ 44,667,445	△ 34,594,014	△ 10,073,431
当期指定正味財産増減額		△ 192,623,781	△ 232,948,139	40,324,358
指定正味財産期首残高		2,843,563,741	3,076,511,880	△ 232,948,139
指定正味財産期末残高		2,650,939,960	2,843,563,741	△ 192,623,781
III 正味財産期末残高	80	2,772,419,654	2,946,703,998	△ 174,284,344

正味財産増減計算書内訳表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益			
基本財産受取利息振替額	31,267,229	13,400,216	44,667,445
②特定資産運用益			
特定資産受取利息	1,478		1,478
③受取会費			
賛助会員受取会費	200,000		200,000
④受取寄付金			
受取寄付金	6,038,450		6,038,450
⑤雑収益			
受取利息	14,870	18	14,888
経常収益計	37,522,027	13,400,234	50,922,261
(2) 経常費用			
①事業費			
役員報酬	30,373,523		30,373,523
給料手当	3,144,686		3,144,686
法定福利費	10,540,122		10,540,122
福利厚生費	2,739,014		2,739,014
退職給付引当金繰入	19,553		19,553
会議費	162,960		162,960
旅費交通費	14,140		14,140
通信運搬費	160,315		160,315
消耗品費	493,518		493,518
印刷製本費	412,085		412,085
光熱水料費	275,792		275,792
賃借料	308,056		308,056
保険料	3,805,648		3,805,648
諸謝金	0		0
租税公課	891,882		891,882
支払負担金	400		400
支払助成金	162,000		162,000
委託費	2,889,322		2,889,322
新聞図書費	3,362,755		3,362,755
支払手数料	58,053		58,053
減価償却費	194,435		194,435
減価償却費	738,787		738,787
②管理費		11,069,320	11,069,320
役員報酬		2,096,458	2,096,458
給料手当		2,667,660	2,667,660
法定福利費		1,192,259	1,192,259
福利厚生費		8,633	8,633
会議費		32,406	32,406
旅費交通費		24,780	24,780
通信運搬費		153,645	153,645
消耗品費		345,946	345,946
光熱水料費		132,025	132,025
賃借料		1,589,999	1,589,999
保険料		56,390	56,390
諸謝金		1,005,231	1,005,231
租税公課		41,650	41,650
支払負担金		22,500	22,500
委託費		1,003,662	1,003,662
新聞図書費		14,868	14,868
支払手数料		204,127	204,127
減価償却費		477,081	477,081
経常費用計	30,373,523	11,069,320	41,442,843
評価損益等調整前当期経常増減額	7,148,504	2,330,914	9,479,418
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	7,148,504	2,330,914	9,479,418
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
①雑収益	6,270,600	2,687,400	8,958,000
経常外収益計	6,270,600	2,687,400	8,958,000
(2) 経常外費用			
①固定資産除売却損			
固定資産除売却損	68,585	29,396	97,981
経常外費用計	68,585	29,396	97,981
当期経常外増減額	6,202,015	2,658,004	8,860,019
当期一般正味財産増減額	13,350,519	4,988,918	18,339,437
一般正味財産期首残高	△ 88,030,440	191,170,697	103,140,257
一般正味財産期末残高	△ 74,679,921	196,159,615	121,479,694
II 指定正味財産増減の部			
①基本財産運用益			
基本財産評価益	△ 134,889,696	△ 57,809,870	△ 192,699,566
基本財産受取利息	31,320,279	13,422,951	44,743,230
②一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 31,267,229	△ 13,400,216	△ 44,667,445
当期指定正味財産増減額	△ 134,836,646	△ 57,787,135	△ 192,623,781
指定正味財産期首残高	△ 113,889,364	2,957,453,105	2,843,563,741
指定正味財産期末残高	△ 248,726,010	2,899,665,970	2,650,939,960
III 正味財産期末残高	△ 323,405,931	3,095,825,585	2,772,419,654

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針

(1) 公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定委員会）を採用している。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

決算日の市場価格に基づく時価法を採用している。

なお、取得原価と額面金額との差額が金利の調整と認められる債券については、償却原価法（定額法）によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物附属設備は定額法、什器備品は定率法によっている。

② 無形固定資産

定額法によっている。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づき定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	8,743,680	0	0	8,743,680
立替金	69,041	0	69,041	0
未収金	283,959	0	283,959	0
国債及び地方債等	2,834,467,061	75,785	192,699,566	2,641,843,280
小 計	2,843,563,741	75,785	193,052,566	2,650,586,960
特定資産				
事業積立資産	74,000,000	0	4,000,000	70,000,000
小 計	74,000,000	0	4,000,000	70,000,000
合 計	2,917,563,741	75,785	197,052,566	2,720,586,960

（注1）基本財産のうち立替金の当期減少額は、債券購入による立替金の精算（R5.4.7）による減少（皆減）である。

（注2）基本財産のうち未収金の当期減少額は、債券売却による未収金の精算（R5.4.7）による減少（皆減）である。

（注3）基本財産のうち国債及び地方債の当期増減額は、下記によるものである。

・増加額は、償却原価法適用によるものである。

・減少額は、国債及び地方債等の期末時価評価損360,108,356円と前期末評価損167,408,790円（前年度の基本財産評価損益163,840,921円に含まれる評価益3,567,869円を除いた額）を洗替した差額である。

（注4）特定資産の減少額4,000,000円（普通預金の300,000円と事業積立資産3,700,000円の合計）は水質保全研究助成、琵琶湖・淀川こども水質保全活動助成の財源に充てるための取崩しによるものである。

（次ページに続く）

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	うち指定正味財産からの充当額		
		うち指定正味財産からの充当額	うち一般正味財産からの充当額	うち負債に対応する額
基本財産				
定期預金	8,743,680	8,743,680	—	—
国債及び地方債	2,641,843,280	2,641,843,280	—	—
小 計	2,650,586,960	2,650,586,960	—	—
特定資産				
事業積立資産	70,000,000	—	70,000,000	—
小 計	70,000,000	—	70,000,000	—
合 計	2,720,586,960	2,650,586,960	70,000,000	—

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	7,634,857	2,178,188	5,456,669
什器備品	11,124,538	9,693,847	1,430,691
ソフトウェア	22,284,320	21,977,469	306,851
合 計	41,043,715	33,849,504	7,194,211

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金額
経常収益への振替額	
基本財産運用益への振替額	44,667,445
合 計	44,667,445

7. その他

(正味財産増減計算書関係)

経常外収益に計上した雑収益 8,958,000円はテレビ大阪株式会社から事務所移転に要する費用の一部について補償を受けたものである。

財産目録

令和6年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)				
小口現金	手元保管	運転資金として	16,585	
預金	普通預金	運転資金として	22,015,684	
	りそな銀行北浜支店		1,781,090	
	三井住友銀行大阪公務部		3,700,000	
	定期預金	りそな銀行北浜支店	小計	27,496,774
未収金	滋賀県立琵琶湖博物館	有価証券等未収利息	15,352,557	
		令和5年度水質保全研究助成精算における返戻金	110,678	
		NHK受信料値下げによる返戻金	1,212	
		小計	15,464,447	
前払費用		4月事務所使用料等	582,326	
流動資産合計			43,560,132	
(固定資産)				
基本財産	基本財産定期預金	三井住友銀行大阪公務部	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。	3,122,940
		りそな銀行北浜支店	共用財産であり、そのうち公益目的保有財産として70%、管理運営のための財産として30%を使用している。	5,620,740
		小計	8,743,680	
基本財産有価証券	有価証券	堺市平成27年度第1回公募公債	共用財産であり、そのうち公益目的保有財産として70%、管理運営のための財産として30%を使用している。	196,890,000
		福岡市平成23年度第4回公募公債		185,861,000
		大阪府第7回公募公債		184,967,480
		第130回利付国債		4,374,800
		群馬県第3回公募公債		64,890,000
		第260回日本高速道路保有・債務返済機構債券		749,200,000
		政府保証第356回日本高速道路保有・債務返済機構債券		240,060,000
		利付国債第76回(30年)		92,200,000
		シティGRグローバルマーケットHD		451,250,000
		モルガンスタンレーファイナンス		472,150,000
		小計	2,641,843,280	
		基本財産計	2,650,586,960	
特定資産	事業積立資産定期預金	りそな銀行北浜支店	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。	70,000,000
その他固定資産	建物附属設備 什器備品 電話加入権 ソフトウェア 敷金 什器備品 什器備品 ソフトウェア	間仕切り、OFフロア工事等	共用財産であり、そのうち公益目的保有財産として70%、管理運営のための財産として30%を使用している。	5,456,669
		サーバーシステム一式、電話設備		791,495
		06-6920-3035、06-6920-3036		24,000
		システムサーバソフト一式		114,642
		事務所賃貸保証金	2,872,800	
		パソコン等	公益目的保有財産として使用している。	292,440
		パソコン	管理運営のための財産として使用している。	346,756
PC A会計バージョンアップ	管理運営のための財産として使用している。	192,209		
		その他の固定資産計	10,091,011	
固定資産合計			2,730,677,971	
資産合計			2,774,238,103	
(流動負債)				
未払金		3月社会保険料	178,240	
		日常経費等	1,039,150	
		小計	1,217,390	
預り金		社会保険料	173,920	
		源泉所得税	112,139	
		小計	286,059	
流動負債合計			1,503,449	
(固定負債)	退職給付引当金	職員退職給付	315,000	
固定負債合計			315,000	
負債合計			1,818,449	
正味財産			2,772,419,654	

公益目的保有財産の明細

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
定期預金			三井住友銀行大阪公務部 3,122,940円 りそな銀行北浜支店 5,620,740円 りそな銀行北浜支店 70,000,000円	公1 公1(法人会計と共有) 公1
投資有価証券			堺市平成27年度第1回公募公債 196,890,000円 福岡市平成23年度第4回公募公債 185,861,000円 大阪府第7回公募公債 184,967,480円 第130回利付国債 4,374,800円 群馬県第3回公募公債 64,890,000円 第260回日本高速道路保有・債務返済機構債券 749,200,000円 政府保証第356回日本高速道路保有・債務返済機構債券 240,060,000円 利付国債第76回(30年) 92,200,000円 シティGRグローバルマーケットHD 451,250,000円 モルガンスタンレーファイナンス 472,150,000円	公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有) 公1(法人会計と共有)
建物付属設備			5,456,669円	公1(法人会計と共有)
什器備品			サーバーシステム一式及び電話設備一式 791,495円	公1(法人会計と共有)
電話加入権			06-6920-3035、06-6920-3036 24,000円	公1(法人会計と共有)
敷金			事務所賃貸保証金 2,872,800円	公1(法人会計と共有)
ソフトウェア			サーバーシステム 114,642円	公1(法人会計と共有)
什器備品			パソコン等 292,440円	公1
合計			2,730,139,006円	

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細
財務諸表に対する注記「3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のため省略する。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	152,040	162,960	0	0	315,000

令和5年度事業 監査報告書

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構

理事長 三 和 伸 彦 様

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和6年5月15日

監 事

監 事

〔資料 2〕

第 2 号議案

令和 6 年度第 2 回評議員会の招集に関する件

定款第 17 条第 1 項及び理事会運営規程第 13 条第 3 号の規定に基づき、令和 6 年度第 2 回評議員会を下記のとおり招集する。

記

1 日時及び場所

日 時：令和 6 年 6 月 26 日（水） 午前 10 時 00 分から

場 所：大阪府立労働センター（エル・おおさか）

6 階 604 会議室

（〒540-0031 大阪市中央区北浜東 3 番 14 号）

2 議事に付すべき事項

第 1 号議案： 令和 5 年度事業報告及び決算書類の承認の件

〔資料3〕

理事長・常務理事の職務の執行の状況について

(令和6年2月20日～令和6年6月3日)

1 令和5年度第7回理事会の開催について

- (1) 日時：令和6年2月20日 午前10時30分～午前11時30分
- (2) 場所：機構事務所 (Web会議システム「Zoom」を使用)
- (3) 議案：令和5年度収支予算書(補正)の承認
令和6年度事業計画書の承認
令和6年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
令和5年度第3回評議員会の招集

2 「いのちをつなぐ水と流域・地球市民対話プロジェクト」への参画について

- (1) 日時：令和6年3月2日 午前10時～午後4時30分
- (2) 場所：大阪市立中央公会堂
- (3) 内容：理事長 トークセッションパネラー、ポスターセッション

3 琵琶湖・淀川流域シンポジウムへの参画について

- (1) 日時：令和6年3月14日 午後1時～午後5時
- (2) 場所：グランフロント大阪ナレッジシアター
- (3) 内容：機構事業紹介パンフレット等の配布

4 令和5年度水質保全研究助成成果報告会の開催について

5年ぶりに対面にて開催(オンライン視聴と併用)

- (1) 日時：令和6年3月22日 午後1時30分～午後4時30分
- (2) 場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)
- (3) 参加人数：会場13名、オンライン視聴43件
- (4) 内容：機構研究員講演(1号自主事業)
『機構水質浄化研究所の取り組みについて～カビ臭問題を中心に～』
研究助成成果報告
令和5年度助成4団体の研究担当者による研究成果の発表

5 令和6年度水質保全研究助成選考委員会の開催について

- (1) 日時：令和6年3月22日 午後4時45分～午後6時
- (2) 場所：機構事務所会議室
- (3) 選考結果：5団体の研究を助成対象として選考

6 令和5年度第3回評議員会の開催について

- (1) 日時：令和6年3月25日 午後1時30分～午後2時30分
- (2) 場所：機構事務所（Web会議システム「Zoom」を使用）
- (3) 議案：令和5年度収支予算書（補正）の承認
令和6年度事業計画書の承認
令和6年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

7 令和6年度第1回理事会（決議の省略）について

定款第36条の規定に基づく決議の省略により、令和6年4月25日に理事会の決議があったものとみなされた。

- (1) 令和6年度第1回評議員会（決議の省略）の実施
- (2) 顧問選任の同意

8 令和6年度第1回評議員会（決議の省略）について

評議員会運営規程第9条の規定に基づく決議の省略により、令和6年5月13日に評議員会の決議があったものとみなされた。

- (1) 江原佳男 氏を評議員に選任
- (2) 橋本正司 氏を評議員に選任
- (3) 碓 正登 氏を理事に選任
- (4) 平井克尚 氏を理事に選任
- (5) 南地哲弥 氏を理事に選任

9 「第6回琵琶湖・大阪湾流域圏シンポジウム in 大阪」への参画について

- (1) 日時：令和6年5月18日 午後0時30分～午後5時
- (2) 場所：大阪工業大学梅田キャンパス2階
- (3) 内容：ポスターセッション参加、機構事業紹介パンフレット等の配布

10 令和6年度第1回評議員会幹事会・理事会幹事会合同会議の開催について

- (1) 日時：令和6年5月27日 午後1時15分～午後2時45分（予定）
- (2) 場所：機構事務所（Web会議システム「Zoom」を使用）
- (3) 議題：令和6年度第2回理事会、第2回評議員会の案件について

〔資料 4〕

次期(令和8～10年度)あり方検討に向けた今後の予定について

1 取り組みの現状

(1) 機構における状況

- ・令和4年度末の理事会並びに評議員会において、現行の事業計画・運営計画（以下「現行計画」という。）である「公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の今後のあり方にかかる見直し」の承認をいただき、事業を行っているところ。
- ・現行計画の検討段階においては、厳しい財務状況を踏まえ、機構が取り組むべき事業について、改廃や縮小、優先順位及びそれらの実施にあたっての組織あり方等が議論され、結果として必要最小限の組織体制と事業内容に整理されている。
- ・また、収益改善策として基本財産の弾力的運用方針についても検討され、その方針に基づき令和4年度末に「資金管理・運用規程」の見直しを行い、運用利率の良い債券への組替（仕組債の導入）を行ったことにより、基本財産運用益が増加し、令和5～9年度までは特定資産の取り崩しは回避できる見通しとなるなど、一定の収支改善が図られたところ。
- ・令和5年度決算では、正味財産増減計算書における一般正味財産増減の部の「当期経常増減額」が近年になく大幅な黒字となったが、今後は公益法人に求められる「収支相償の原則」（収入に見合う公益事業支出）や「遊休財産保有制限」の財務基準への対応が課題となる。【参考1】

(2) 法改正の動き

- ・収支相償の原則の見直しや将来の公益目的事業を充実させるための資金の規定などを盛り込んだ「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」が現国会で審議され、5月14日に原案通り可決・成立した。
- ・この法改正を受け所管省庁である内閣府において、ガイドライン（運用指針）が示される予定。【参考2】

2. 今後の予定（案）

現行計画（前回のあり方検討）において、事業の優先順位等は一定整理がなされていることから、現体制を軸として、収支状況や上記の法改正の内容を勘案し、次期あり方検討に向け、令和7年度、令和8～10年度の収支想定と事業計画等の方向性(案)を機構で検討し、議論を開始していきたい。

○令和6年度中の予定（案）

- ・～令和6年11月頃 収支想定+事業計画等の方向性（案）の検討
- ・令和6年11～12月 評議員会理事会合同幹事会担当者会議の開催
- ・令和6年12月～令和7年2月 評議員会理事会合同幹事会で状況報告（担当者会議での議論の状況をみて、個別に開催するか判断）
- ・令和7年2～3月 理事会・評議員会で状況報告

内閣府ホームページ「公益法人 information」から

【参考1】：よくある質問（FAQ）

問V - 2 - ⑤（収支相償） 収支相償を計算した結果、収入が費用を上回って剰余金が出た場合はどうすればよいのでしょうか。また、この剰余金は遊休財産となるのでしょうか。

（2022.9.1修正）

A) 仮にある事業年度において収入が費用を上回る場合であっても、公益目的事拡充等に充てるための特定費用準備資金として計画的に積み立てること等で、中長期的には収支が均衡することが確認されれば、収支相償の基準は充たすものとされます。他（抜粋）

A) 遊休財産額の保有の制限との関係では、収入が費用を上回った場合でも、上回る額を公益目的保有財産の取得、特定費用準備資金や資産取得資金への積立てのように用途が定まった控除対象財産（公益法人認定法施行規則第22条第3項）として整理している限りは遊休財産に該当しません。他（抜粋）

【参考2】「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案」及び「公益信託に関する法律案」閣議決定内容（概要）

別添資料のとおり

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

【公益法人法 改正法案】

趣旨

- 公益法人は、民間公益を担う主体として大きな潜在力を有しているが（法人数9700、職員数約29万人、公益目的事業費年間5兆円、総資産31兆円）、現行制度の財務規律や手続の下では、その潜在力を発揮しにくいとの声。
- このため、①財務規律等を見直し、法人の経営判断で社会的課題への機動的な取組を可能にするとともに、②法人自らの透明性向上やガバナンス充実に向けた取組を促し、国民からの信頼・支援を得やすくすることにより、より使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

概要

1. 財務規律の柔軟化・明確化

- 収支相償原則（費用を超える収入を得てはならない）を見直し、中期的期間（内閣府令で定める期間）で収支の均衡を図る趣旨を明確化。
- 将来の公益目的事業を充実させるための資金を規定（積立ては費用とみなす）。
- 「遊休財産」の名称を「使途不特定財産」に変更。
- 公益目的事業継続予備財産（災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産）をその保有制限の算定対象から除外するとともに、同財産の保有について理由の公表を義務付け。

2. 行政手続の簡素化・合理化

- 収益事業等の内容の変更について、認定事項から届出事項に見直し。

3. 自律的なガバナンスの充実、透明性の向上

- わかりやすい財務情報開示のため、公益法人に3区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則義務付け。
- 公益認定の基準として、①理事・監事間の特別利害関係の排除及び②外部理事・監事の導入を追加。併せて、公益法人は、事業報告に、適正な運営の確保のため必要な事項（ガバナンス充実に向けた自主的な取組等）を記載することとする。
- 公益法人の責務として、ガバナンスの充実や透明性の向上を図るよう努めるべき旨を規定。併せて、国の責務として、情報収集・提供等の公益法人の取組の支援を行う旨を規定。

※施行期日：公布後1年以内において政令で定める日（令和7年4月予定）

効果

公益法人が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会的課題解決に向けた活動を担うことが可能に

→新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献